

金沢市内の建築物・公共土木工事等の 木材利用方針に**改正**しました！

金沢市には実は森林がたくさんあるんです！
その豊かな森林を「伐って、使って、植えて、育てる」ことで、
林業・木材産業の振興や脱炭素社会の実現等につながっていきます。
金沢市では、「伐って、使って」をより増やしていくため、令和5年4月に、
公共建築物以外の建築物にも、積極的に市産材の利用を促進するため、
木材利用方針を改正しました！



【改正のポイント】

- ① **公共建築物以外の建築物にも市産材を中心とした木材利用の促進**を図るため、建築物を整備する者等に利用の努力義務を規定するとともに、各主体の取組むべき内容を記載
- ② **市が整備する公共建築物**は、低層の建築物(※)であって耐火建築物の要求がないものは、**原則木造化**と規定

※高さ16m以下かつ3階以下で延べ面積3,000㎡以下の建築物

【方針の目標イメージ】

建築物に積極的な木材の利用



※林野庁HPより引用

問合せ先 金沢市 農林水産局 森林再生課 email nourin_mori@city.kanazawa.lg.jp
電話 076-220-2217 FAX 076-222-7291

金沢市木材利用方針

検索

